

指定障害福祉サービス事業者の行政処分について

姫路市は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第50条第1項第6号の規定に基づき、以下のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定の一部の効力の停止を行った。

記

1 処分対象事業者

(1) 法人の概要

名 称	合同会社RPM
所 在 地	姫路市西二階町56番地 ハイツ西二階町101号室
代 表 者	代表社員 長谷川 綺羅

(2) 事業所の概要

名 称	ツェダカハウス
所 在 地	姫路市東今宿二丁目7番地16 吉本ビル2階東
サービスの種類	就労継続支援B型
指定年月日	令和4年9月1日
管 理 者	長谷川 綺羅

2 処分について

(1) 処分内容

処分年月日	令和6年11月1日
処分内容	指定の一部の効力の停止（新規利用者の受入停止）
効力停止期間	令和6年11月1日から令和7年1月31日までの 3か月間

(2) 処分の理由

不正請求【法第50条第1項第6号該当】

（ア）架空請求（対象利用者：7人 件数：29件）

対象事業所は、令和5年2月20日から同年5月29日までの間、当時の管理者により、故意に実際の利用を超える利用日数を算定し、実態と異なる過大な訓練等給付費を不正に請求した。

（イ）小括

上記（ア）により、対象事業所は、訓練等給付費合計198,874円を不正に請求した。

3 経済上の措置

上記2(2)(イ)に記載の不正請求について、法第8条第2項に規定する40%の加算金を加えた額（278,423円）を徴収する。